

# 令和6年度てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」事業業務委託 募集要領

## 1 趣旨

観光誘客、地域住民の健康増進及び青少年の健全育成、地域経済の活性化を図ることを目的とし、子どもから高齢者まで多様な人が楽しく参加できるウォーキングイベントを活用して集客効果のある大会プロモーションやイベント等を行うため、てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」事業業務委託の受託者の特定を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項について定めるものとする。

## 2 委託業務概要

別添の令和6年度てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 業務委託の期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月7日まで

## 4 応募資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって、以下の①から⑩までの条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - ② 国税、地方税の滞納がないこと。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - ④ 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - ⑥ 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
  - ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
  - ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
  - ⑨ 別添「仕様書」に定める内容を遂行できること。
  - ⑩ 過去5年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- ⑪ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体とする場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての構成員が①～⑦までの要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者全体で⑧～⑩の要件を満たす者であること。

## 5 応募の手続

### (1) 募集要領等の掲載

- ア 掲載期間：公告の日から令和6年7月25日（木）17時
- イ 入手方法：浦添市ホームページからダウンロード

### (2) 企画提案書等の提出について

- ア 提出期限：令和6年7月25日（木）17時  
※提出期限後の提出については、受付いたしません。
- イ 提出書類：「6 提出書類」に定める書類
- ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。ただし、郵便の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

### エ 提出先：

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市市民部経済文化局観光振興課（担当：宮城）  
TEL：(098) 876-1234（内線 3183）  
FAX：(098) 876-9467  
mail：kanko@city.urasoe.lg.jp

### (3) 質問事項受付期間

- ア 受付期間：令和6年7月17日（水）17時まで
- イ 質問方法：質問書【様式7】により電子メールで提出すること。
- ウ 回答方法：浦添市ホームページにて随時掲載

## 6 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書【様式1】 ----- 1部
- (2) 企画提案書 ----- 8部
- (3) 執行体制【様式2】 ----- 8部
- (4) 実績書【様式3】 ----- 1部
- (5) 見積書【様式4】 ----- 8部
- (6) 会社概要書【様式5】 ----- 1部
- (7) 定款又はそれに代わるもの ----- 1部
- (8) 納税証明書 ----- 各1部

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）の滞納のないことを証明できるもの。地方税については、本社所在地に係るものに限る。

- (9) 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書 ----- 1部
- (10) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書 ----- 1部
- (11) 委託業務共同企業体協定書（複数の企業で申込の場合）【様式6】 ----- 1部

※各種証明書は3ヵ月以内に発行されたものを提出すること。

7 企画提案書の仕様

- (1) A4版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。なお、記載にあたっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
- (2) 企画提案書には、表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこと。
- (3) 企画提案書は見えやすいように作成し、30ページ以内にする。

8 契約相手方の決定

(1) 選定方法

選定委員において、書類及びプレゼンテーションの内容を評価し決定する。企画提案者は選定委員会にて企画書により説明 20 分及び質疑応答 10 分行うものとする。

(2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは機材を使用するのではなく、提出資料を用いて行うこと。また、プレゼンテーションへの参加は応募事業者内で構成し 3 名以内とする。

(3) 評価基準

	項目	着目点
提案内容	①提案内容	浦添市の観光資源を活かした独創性のある提案となっているか
	②提案の的確性	大会を盛り上げるための会場内イベント（賑やかし）の提案となっているか
	③実施方針及び目標	目標は具体的であり、説得力があるか
	④提案の実現性	的確な計画で実現性を高めるものになっているか
	⑤積算額の妥当性	積算は妥当なものであるか
業務執行体制	①業務実施体制	業務の分担構成が明確であるか
	②履行能力	会社概要（所在地、資本金、従業員数）から履行能力はどうか
	③同種又は類似業務等実績	同種又は類似する業務についての実績
	④事業所連携	市内事業所間の連携が考慮され地域力を活かす工夫があるか
業務執行能力	①業務目的の理解度	仕様書で提示した内容を把握し、業務に関して理解しているか

(4) 契約相手方の決定方法

応募者の順位付けを行い、第 1 位の者を優先交渉権者とし、委託の内容、金額等について、協議と交渉を行った上で契約する。しかし、交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行うこととなります。

(5) 審査結果の通知

審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送します。審査結果についての異議申立及び問合せには、一切応じることはできません。

(6) 契約の手続き

契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結します。

9 見積もりに関する要件

今回の企画提案にあたっては、7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。見積書の費目については以下の内容で提出し、各見積費目の内訳と単価を記載すること。  
※事業費は「仕様書」の「5. 委託内容」の項目ごとに記載すること。

- ① 直接経費（人件費、事業費）
- ② 一般管理費（10%以内）
- ③ 消費税

10 日程及び期間（予定）

① 募集期間

令和6年7月3日（水）から令和6年7月25日（木）まで

② 質問受付期間

令和6年7月3日（水）から令和6年7月17日（水）まで

③ プロポーザル参加申込書及び企画提案書提出期限

令和6年7月25日（木） 17時（必着）

④ プレゼンテーションの開催

令和6年8月9日（金）

⑤ 審査結果公表・通知

令和6年8月13日（火）

11 失格事項

次のいずれかの事項に該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 審査員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者
- (4) 募集要領に違反すると認められた者

## 12 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本公募の提案にかかる経費は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務実施にあたっては、市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 評価結果が評価基準に達しない場合は契約を行わない。

## 13 問合せ先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市 市民部経済文化局 観光振興課（担当：宮城）  
TEL：(098) 876-1234（内線 3183）  
FAX：(098) 876-9467  
mail：kanko@city.urasoe.lg.jp